

## 第 2 4 回総務経済常任委員会会議記録

開 閉 会 日 時	令和 3 年 1 月 1 8 日 (月 曜)		午 前 9 時 3 0 分 開 会	
	休 憩 9:51-9:52、10:12-10:30、10:37-10:50、10:53-10:55、 11:08-11:20、11:24-11:25、11:45-13:15、14:08-14:20、 14:27-14:29、14:44-14:45			
	午 後 2 時 5 7 分 閉 会			
	休 憩 時 間 : 2 時 間 3 2 分		会 議 時 間 : 2 時 間 5 5 分	
会 議 場 所	役 場 3 階 本 会 議 場			
出 席 委 員 氏 名	委 員 長 正 村 紀 美 子	委 員 中 村 和 宏		
	副 委 員 長 鈴 木 健 充	委 員 柴 田 正 博		
	委 員 黒 田 栄 継	委 員 西 尾 一 則		
	委 員 堀 切 忠		議 長 早 苗 豊	
説 明 員	選 管 事 務 局 長	安 田 敦 史	企 画 財 政 課 参 事	佐 藤 季 之
	選 管 事 務 局 次 長	松 田 奈 巳	公 共 施 設 マ ネ ジ ム ン ト 係 長	齋 藤 錦
	選 管 書 記 長	渡 邊 浩 二	農 林 課 長	佐 々 木 快 治
	商 工 観 光 課 長	紺 野 裕	農 林 課 長 補 佐	佐 々 木 博 史
	商 工 観 光 課 長 補 佐	小 林 徳 昭	畜 産 係 長	池 田 哲
	商 工 振 興 係 長	中 村 宗 紀		
	商 工 観 光 課 付 主 査	山 崎 清		
参 考 人				
欠 席 委 員 氏 名				
事 務 局 職 員	事 務 局 長 仲 野 裕 司	係 長 佐 藤 史 彦		
『会議に付した事件と会議結果など』				
1 開 会 委員長が開会を告げ、事務局から本日の委員会の日程を説明する。				
2 議 件 (1) 審査事項 ア 議案第 1 0 8 号 芽室町議会議員及び芽室町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定の件 委員長：説明を省略し質疑を行います。 黒田委員：公職選挙法改正が理由であるが、町にも適用するにあたっての目的をどこに置いているか。 選管事務局長：選挙管理委員会事務としては法改正に準ずることが大前提。本町は生じていないが、立候補者不足という全国的な状況を鑑みて必要と判断したもの。 黒田委員：準ずることは理解する。改正内容は町として選択も可能なものなのか。				

選管事務局長：参考資料記載のとおり、ポスターについては各市町村の裁量であり、町の過去の選挙費用の状況も踏まえて国の基準を下回る設定をしている。

黒田委員：芽室町は立候補者が不足する状況にないが、将来も考えて費用負担とのことは理解できる。ほかの部分の改善点も検討事項としてあるのか。

選管事務局長：選挙管理委員会で法律の運用をどうするかまで踏み込んだ議論はしていないが、法改正は適切と判断している。期待する部分として、供託金には立候補者の責任と自覚、経費負担では安定的な参加促進が図られ、本町の基準に反するものではないという共通認識を図ったところ。

黒田委員：どの程度の財政負担を見込んでいるか。

選管事務局長：18人の候補者が5日間全て選挙活動したと想定し、町単費で500万円程度の影響を想定している。

黒田委員：候補者負担を減らすことは重要だが、有権者の投票にどうつなげていくかも重要。コロナの状況など将来的に現状のような選挙活動が継続されていくのかなど芽室町の選挙制度の条例を構築する議論はされているか。

選管事務局長：選挙事務は公職選挙法がよりどころであり流動性は乏しく抜本的に踏み込めるものではない。国全体の選挙のあり方であり、法改正に準じて決定することになる。芽室町独自の方策として、選挙事務執行改善計画を立て、主権者教育への教育委員会との連携やじゃがバス運行などを行っている。選挙管理委員会の役目は投票環境の向上と意識啓発という限られた権限の中で進めているところ。

堀切委員：国の補助もあるのか。

選管事務局長：現時点で情報はない。町単独と認識。

堀切委員：供託金について、どのような認識を持っているか。

選管事務局長：法に基づくもの。選挙管理委員会独自に考えを持つものではない。

鈴木委員：立候補者が減少している状況はある。法改正について、立候補者にもなりうる町民への周知はどう考えているか。

選管事務局長：選挙管理委員会もめむろまちづくり参加条例への位置づけがあり、町民参加手続きの中では、この法改正は執行者側の責任と住民の代表である議会議員との協議で進めるものであり、あえて住民に周知する必要性の優先順位は低いと解釈している。

委員長：今の質疑は、条例改正について町民の意見を聴くことではなく、立候補予定者となる町民に対して、条例制定の過程や制定後にどのように選挙管理委員会として伝えていくかという質疑であるが。

選管事務局長：必要ないという解釈ではないが、法改正に基づく条例改正を考えたときに、他の事務との整合性や住民への影響を鑑み、広く住民に説明する必要性を選挙管理委員会としては検討していない。

委員長：質疑を終わります。

委員長：自由討議を行います。

柴田委員：今回の法改正、条例改正は必要なことであり前進している。しかし、選挙制度を選挙人たる町民に選挙管理委員会が説明しないのであれば、議会として制度の成り立ち等を丁寧に説明して理解を得る必要もあるのではないか。

中村委員：議員のなり手不足が背景にはある。なり手不足を考えるとときに、今回の条例制定は必要だが、これから政治に参加する町民への情報提供が必要ではないか。

委員長：なり手不足、ようやく町村議会、町長選挙に公費負担がなされることは前進している。しかし町民への情報提供が必要という部分については懸念があるとの意見だが。

黒田委員：法改正に準じることは理解する。財政的な負担も増えるが妥当な金額であるのか。どれだけの効果があるのか。議員定数も踏まえた検討が必要かなども検証するための議論が必要。

堀切委員：条例制定は賛成できるが、供託金については趣旨に逆行するものではないか。税金を使う以上は町民への周知が必要であり、議論していくことが投票率の向上にもつながるのではないか。

委員長：議員定数等は議会としてどうすべきかの議論となる。条例を踏まえて議論が必要と考える。経費負担の考え方などの意見もあったが。

鈴木委員：義務・責任への重みが増した。議員のなり手不足は議会としても議論していくべき。供託金は立候補者の義務と責任という考え方であり、条例改正には賛成できる。

委員長：供託金は義務と責任の中で進められる。町民への周知という部分は実際の運用の中であり今回の条例制定には直接関わらないが、今後議会としても情報提供を行っていく、選挙管理委員会からも選挙が近くなれば情報提供があるものと思われるが、確認していく必要はあるか。

柴田委員：選挙管理委員会としての広報活動などについては一般質問もあった。役割・使命は答弁のとおりであるが、時代が変わっており選挙管理委員会として情報を町民へどう配信するかを聞きたいところ。議会からの情報提供も可能であるが、選挙管理委員会としてどういうスタイルをとっていくのか。

委員長：条例改正について反対する内容ではないということは一致している。討論の中で考えを反映し、判断してもらいたい。この場で運用の部分まで再度質疑を行うものではないとし、自由討議を終わります。

(異議なし)

委員長：討論を行います。

柴田委員：賛成の立場で討論する。町民への周知は必要であるが、町村議員、町村長の公費負担が認められる条例であり賛成する。町民の意識が選挙に向けられるような情報提供が必要であることを付け加え賛成討論とする。

黒田委員：賛成の立場で討論する。より住民参加がしやすくなる環境が整うものと認識する。町民参加を促すものと判断する。

鈴木委員：賛成の立場で討論する。法改正による選挙公営の拡大は、多様な人材が幅広い層から参加できる一助であり、議員のなり手不足解消につながるもの。

中村委員：賛成の立場で討論する。公職選挙法の一部改正により、これまで都道府県と市のみを対象としていた選挙公営制度を条例の定めにより町村にも拡大することが可能となったこと、また町村議会議員選挙に伴う供託金制度の導入についての説明があった。現在、町村議員の「なり手不足」が問題となっている。定数、報酬、年金

制度、兼職の禁止など多くの課題があり、議論されている状況にあるが、多様な人材の政治参加を促す目的である選挙費用の公費負担は意義がある。合わせて、住民の理解のため情報提供が重要である。住民の政治参加の向上、環境整備は喫緊の課題であることから、本条例制定は妥当である。

堀切委員：賛成の立場で討論する。供託金の懸念はあるものの、候補者の負担を減らす、多様な人材の議会参加を促進するという目的は妥当である。

委員長：採決を行います。本案は原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長：本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

委員長：審査報告書を作成します。

(審査報告書作成)

委員長：審査報告書を副委員長から朗読願います。

鈴木委員：審査報告書朗読。

委員長：意見はありませんか。

(なし)

委員長：語句の修正等は正副に一任いただき、審査報告書を決定してよろしいか。

(異議なし)

委員長：決定とします。

委員長：以上で「ア 議案第108号 芽室町議会議員及び芽室町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定の件」を終わります。

## (2) 調査事項

ア リビングカフェENGAWAの検討状況について

委員長：担当課から説明願います。

商工観光課長：当初目的とした内容と実態が変わりつつあり、今後の町としての方向性を固めたもの。詳細は担当から説明する。

商工振興係長：リビングカフェENGAWAは、平成27年1月に「新たな商店街像を描くプロジェクト」により、空き店舗を活用した取組として、リビングカフェENGAWAと縁側ひろば(H27終了)を設置したもの。空き店舗の活用はプロジェクトの3つの柱「学ぶ」「聴く」「試す」のうち、「試す」活動として実施している。使用方法は、コミュニティスペースの実証実験として使い方の限定をせず、物販、サークル活動、会議等ができるフリースペースとしての活用となっている。利用実績等は記載のとおり。R2は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、1回あたりの人数が大幅に減少しているが、R1実績の時点でも、1回あたりの利用人数は8.1人と10人を割り込み、少人数による長時間の利用傾向となっていた。飲食等販売はH28をピークに大きく減っているが、施設の構造上キッチンがなく、調理ができないため飲食店のチャレンジショップには不向きと考えられる。また、サークル活動はH30がピークとなっており、R1は利用回数の減とともに、利用人数も大きく減少している。ENGAWAは、コミュニティスペースの実証実験として活用

を開始し、野菜販売を行っていたグループの商品が通常の店舗で販売されるなど成果はあったが、チャレンジショップとしての活用が現在はないため、令和3年度実行計画までに施設の廃止も含めて開設形態の検討を進めることとし、今回、令和2年度をもって施設の廃止を検討しているところ。

委員長：質疑を行います。

鈴木委員：リビングカフェの当初の目的から現状の数字となってきたこと、成果についてどう考えているか。

商工観光課長：当初はチャレンジショップから営業活動に繋げていくものであり、効果はあったと考える。商店街の活性化や賑わいづくりの観点でも当初はある程度効果があつた。令和元年度以降、フリースペース、職員の非常駐により、少人数での長時間利用や一部に商店街に悪影響となるような不適切な利用状況もあつた。

鈴木委員：空き店舗対策として効果はあつたと感じる。商店街・中心市街地の店からの評価の声等は聞いているか。

商工観光課長：商店会と意見交換している。メリットが無くなっており、廃止についても妥当との見解をいただいている。

鈴木委員：今後については廃止である。場所は返却となるのか。

商工観光課長：廃止後の店舗活用について行政として使用はしない。現在サテライトオフィスとして地域おこし協力隊が活動しているが、NPO法人として起業を準備しており、現地で活動する意向がある。

鈴木委員：継続して活用されることは良いこと。NPO法人は常駐となるのか。

商工観光課長：ハローワークについては、12月までに26組をマッチングしており常勤していくことが考えられる。

委員長：以上で調査事項「ア リビングカフェENGAWAの検討状況について」を終わります。

イ 新嵐山活用計画の改訂について

委員長：担当課から説明願います。

商工観光課長：新型コロナの影響により状況が変わっていることを踏まえて改訂するもの。詳細は担当から説明する。

商工観光課長補佐：改訂理由は、リノベーションプランに係る全体事業費を明確にすること、財政負担の平準化を図ることの二点。

資料3-2の20ページにステイ・スノー・スカイそれぞれのフィールド別に概算事業費を示している。新型コロナウイルス感染拡大対策に伴う新規財政需要を勘案した上で、公共投資による事業実施期間を延長するとともに、個別アクションの実施年度・事業内容の見直しについても併せて示している。当初は2021年から2024年の4年間としていたが、見直し後のロードマップでは、2021年から2027年の7年間を事業実施期間としている。

具体的アクション⑤既存施設のリノベーションとして示す、現オートキャンプ場の廃止とパークゴルフ場の見直しについては、昨年指定管理者が自主事業としてトライアルで行ったワンデイキャンプの状況を踏まえ、令和3年度予定の個別アクシ

ョン「キャンピングエリアの設置」に沿って進める考え。方向性として公共投資の考え方に変更はないが、活用計画の推進にあたり確認のために記載したもの。新型コロナウイルス感染拡大対策に伴う新規財政需要を勘案した上で、財政負担の平準化を図るため、実施年度や事業費は、総合計画の実行計画で財源を含め検討することを明記している。具体的アクション⑥管理運営の手法は、民間活力の導入として公設民営方式を選択し、その前提条件で「町が財産として持ち続けることを前提に進めているため、宿舎などの現有施設は公共で整備する」としており、その考え方に沿って事業推進する考えであるが、個別アクションの実施年度や事業費について、実行計画で財源を含め検討する旨の内容を記載。資料3-1の2ページには活用計画の主な改訂内容を示している。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、期間限定として、ターゲットである「町外からの来訪者」の範囲からインバウンドを除く旨を記載した。

資料3-2の19ページから42ページまでフィールドアクションごとに見直し事項を追加記載。リノベーションプランの見直し箇所について、宿舎のリニューアル(客室)は、実施年度を令和4年度から5年度と変更し、宿泊棟の建替も視野に入れ検討する。宿舎のリニューアル(レストラン)は、実施年度を令和3年度から4年度と変更し、活用計画で示すテーマが体感できるロケーションを意識した場所への移設及び現有レストランの内容を検討する。森に泊まる【Forest inn】の設置は、実施年度を令和5年度から3年度と変更し、森に泊まる手段をパオ型テントに変更する。キャンピングエリアの設置(オートサイト)は、実施年度を令和3年度から7年度へ変更し、ドックラン併設は再度検討するがファーストハウスの活用は変更しない。キャンピングエリアの設置(グランピングサイト)は、実施年度を令和5年度から3年度へ変更し、ヤスマットは炊事・トイレを有するサニタリーとして活用。なお、ヤスマットを含む管理棟周辺はグランピング・ワンデイキャンプ・フリーサイトなどのキャンピングエリアとして活用。索道の改修(リフト統合の検討)は、実施年度を令和5年度から令和6・8年度へ変更し、ゲレンデの補修に伴う費用負担やゲレンデの利用状況を踏まえ、現行リフトの更新に変更。夏場のリフト運行及びジップラインの実施年度をそれぞれ令和9年度へ変更、夏場のリフト運行(キッズパーク併設)は、実施年度を令和6年度から3年度へ変更し、スキー場としての利用実態を踏まえ、仮設の遊具配置に変更するとともに、家族連れの来訪者のため、子どもが気軽に楽しめるよう池の活用(水遊場の設置)を想定。スカイテラスの設置は実施年度を令和6年度から9年度へ変更、現時点で牧場の活用は難しいことから、グリーンシーズンのアクティビティとしての活用は再度検討することとした。

優先順位は、原則、年間を通して集客が見込めるフィールドから順次実施することとし、年中稼働する宿泊やキャンプ機能などを有するステイフィールドを最優先に進めるロードマップとなった。次いで、冬期間のみ稼働するスキー場などのスノーフィールド、最後にスカイフィールドの順で優先付けしている。また、トライアル方式を導入し、提供サービスを検証し、活用計画で示すリノベーションプランを具体的に進めるものとする。事業内容の計画にあたっては、ファーストタイマーゲスト(初心者)が楽しく遊べる形、子どもたちが一日中遊べる場所が良いとの意見が多

い点を踏まえ検討したもの。

資料編として示した新嵐山スカイパーク施設整備計画は、ロードマップの見直しに沿った更新計画の詳細を示したもの。参考までに、公共投資による事業実施期間の2021年から2027年までの7年間の計が14億4,262万円としている。施設の整備に充当可能な財源として、地方債については、交付税措置率の高い辺地対策事業債を想定。補助金・助成金は、地方創生推進交付金のような限定的なものを除くと一般的な施設補助はスポーツ振興くじ助成金（toto）以外見当たらない状況。他には目標額が未達の場合も資金の受取が可能なオールイン型のクラウドファンディング、企業版ふるさと納税、車両等の購入に関しては備荒資金などを想定しており、備考欄に記載するそれぞれの事業費の右側に想定する財源を付している。なお、活用計画で示す個別アクションの実施年度や事業費については、毎年度策定する総合計画実行計画での協議を経て、取り進めていく考え。

委員長：資料3-1について質疑を行います。

黒田委員：概算事業費が出てきたが、公設民営で進めるなかで、民間の費用への変更の可能性なども考えられるのか。

商工観光課長補佐：最大を示したもの。個別アクションごとに変動はあっても全体事業費としてはこの範囲内。設置者である町が財産を持ち続けていく考えに現時点で変更はない。

鈴木委員：ターゲットをインバウンドから道内近郊に変更する。女性客の部分、どう変わっているのか。

商工観光課長補佐：インバウンド需要や国内旅行需要の回復の現在見通しが見つからない中、期間限定でインバウンドを除いたもの。女性起点は当初から変えていない。

鈴木委員：家族旅行でも女性の意見は強い。女性客イコール子どもとして、キッズパークを整備するが、優先順位の位置付けとして優先したということか。

商工観光課長補佐：優先順位はリノベーションプランで説明のとおり。年間を通して稼働する部分からやっていく。ワンデイキャンプは家族での来場が多く、子どもが遊べるものがなかったため優先したもの。仮設とし、水遊びもできるようにしたい。ジップラインはインバウンド向けの部分もあり、ニーズ、費用対効果を検証していく必要がある。女性客は一人や30代から50代が多い状況。想定に合っていると考えている。

鈴木委員：ジップラインは課題が多い。客室のリニューアルは解体・新築となるが、客室数、規模など想定はあるか。

商工観光課長補佐：新築の考えに至った理由として、経年による給水設備等の老朽化が激しく、熱交換も悪い状況。建て替えを含めて検討していきたい。指定管理のマーケティング部門で客室数等は検討中。キャンプフィールドも含めた宿泊施設を考えていきたい。

黒田委員：嵐山の自然環境を前提に魅力がある。施設建設で景観が維持されていくか、環境への影響があるのかななどの調査も並行すべきではないか。

商工観光課長補佐：嵐山の魅力は自然環境であり、今の環境を壊さないように進めたい。調査する場合は費用も掛かるが、必要な場合は全体費用の中で検討していく。今

後の事業を進める上では、トライアル方式を中心に失敗を重ねながら内容をブラッシュアップしていきたい。

商工観光課長：ターゲット設定として町民も対象であり、自然に恵まれた嵐山をキーワードに進めたい。

黒田委員：トライアルを重ねる中で調査も並行すべきと考えるが。

商工観光課長補佐：予算化の検討は今後だが、今の自然環境を壊さない進め方をしたい。

柴田委員：旧オートキャンプ場の整理はどう考えているか。使用していないテニスコートなど景観整備はどうするか。

商工観光課長補佐：オートキャンプ場は廃止とし、条例改正に向けて準備を進める。未来に向けた活用計画の投資を優先し、今は手を付けられない状況。利活用に民間の動きがあれば別だが、現状はそのままとなる。

黒田委員：1階レストランのリニューアルがコンセプトレストランとなっている。どういうものか。

商工観光課長補佐：地域価値の体感として、景観の良い場所で芽室の食材を味わってもらうため、メインレストランの移設検討を行いたい。来春に向けたメニュー改定も進めている。

黒田委員：別な建物を建設するということか。

商工観光課長補佐：管理棟をレストランに位置づけることも検討。建物本体の改修は町が、内部は指定管理者がという改修も考えている。

黒田委員：スキー場の附帯施設として関係者も存在するが、説明や協議等はどう進めるか。

商工観光課長補佐：運営会社の社員が利用している。スキーパトロール、けが人の収容場所であったが、今年から変更している。トライアルであり実施が決まれば協議を進めることになる。

黒田委員：関係者等とは早い段階で意見交換しながら進めることがスムーズと考える。

商工観光課長補佐：急激な改革においては関係団体との協議を進めるよう委員会からの提言もある。早い段階で理解を得られるよう協議を進めたい。

商工観光課長：町がすべきこと、指定管理者がすべきことなど進めていきたい。

委員長：資料3-2について質疑を行います。

黒田委員：インバウンドを除くのはやむを得ないが、当初の収支等に影響があるのではないか。キッズパークなどは有効なアクションではあるが、平日利用が減少する懸念がある。高齢者等の取り込みの視点も必要ではないか。

商工観光課長補佐：活用計画は施設整備が中心ではあるが、レストランメニューの改定、宿泊プランの設定などソフト面も進め、地域居住者の利用の動機づけを行っている。また、町内の子どもたちをターゲットにグレンデそり滑りを開催し集客している。隙間の部分でソフト面の充実、町民や近郊に響くプランを展開し、キッズパークとパークゴルフ場の併設など連動しながら新たな客層を取り込みたい。

黒田委員：リフト整備が先送りされている。フィールドアクションの面からはリフト以外の手段で頂上に運ぶことも検討するなどの余地はあるか。

商工観光課長補佐：リフトは統合から現行の更新とした。初心者がAコースの上から降りるのは難しい。山を削るしかないが費用がかかる。自然降雪に恵まれない中、スキー・スノーボードだけでは運営が厳しい状況。他のアクティビティが必要となるが、ファットバイクで展望台に上る、夏場にリフトを活用するなどどのような仕様にするか検討を進めたい。

黒田委員：コロナの状況は見通せないが、場合によっては計画期間の臨機応変な対応もあるのか。

商工観光課長補佐：当初は5期総合計画の期間内であったが、今回はそれより長くなった。コロナの状況に応じて期間も考える必要はある。このため、財源も含めて実行計画で進めていくことになる。トライアルを重ねながら投資が少なく効果が大きいものを優先に進めたい。

委員長：以上で調査事項「イ 新嵐山活用計画の改訂について」を終わります。

ウ 芽室町農業振興計画について

委員長：担当課から説明願います。

農林課長：「目標とする指標」の整理を終えたもの。詳細は担当から説明する。

農林課長補佐：基本的には令和元年度の実績値を基準値とし、4年目の令和6年度を中間年、8年目の令和10年度を最終年とし、それぞれに目標とする指標を設定している。

指標設定の考え方について、農家戸数は減少が続いており、年平均7戸の減少となることを、各種取り組みを進めることで、年3から4戸減と減少数の半減を目指すこととした。新規就農については、年平均13.4人となっており、計画に記載する各種取り組みを進め、年間15人を目指すものとした。経営耕地面積については、基準値の維持を目指す。担い手への農地集積率については、現状の高い集積率が限界値に近いので、基準値の維持を目指すこととした。農業生産額は総合計画における設定と同様に、基準値を直近5年間の平均値としている。中間年の目標は直近3年間の平均として、安定的に300億円を超える生産額とし、最終年の目標は過去最高の農業生産額に設定。1戸当たりの経営耕地面積と農業生産額については自動的に算出されるものであり、参考として表記した。指導農業士・農業士数については、2年ごとに1、2名の推薦を行い、地域のリーダーとなる農業者を増やすこととしている。食農事業参加人数については、目標値を計画期間累計の人数とした。感染症対策を考慮しながら事業を進めていくが、現行程度の参加者数を確保したい。有害鳥獣被害額については、中間年度までに基準値から15%、最終年度までに基準値から30%を減少させることとした。国営土地改良事業による再整備稼働数については、関係機関による老朽化した土地改良施設や農業用水施設の再整備を推進し、地元自治体負担の軽減を図ることとし、道営土地改良事業による農地基盤整備稼働数については、農村地域を巡回する形で継続的かつ計画的に農地の基盤整備を推進していくこととした。乳用牛と肉用牛の飼養頭数はJAめむろと協議して目標値を設定したもの。

委員長：質疑を行います。

黒田委員：新規就農者数は親元、経験のない人の参入含めてでよいか。

農林課長補佐：新規就農者は学卒の後継者、農業以外から後継者としてのUターン、新規参入者で構成。

委員長：以上で調査事項「ウ 芽室町農業振興計画について」を終わります。

エ 哺育育成施設整備事業の進捗状況について

委員長：担当課から説明願います。

農林課長：法面補修の追加など工期延長や契約金額の変更があり、議会への報告と提案を予定している。詳細は担当から説明する。

畜産係長：令和2年12月末現在における工事の進捗率は約75%。造成工事箇所の追加や牛舎内設備等の数量減少等により設計変更を予定しているが、第1工区及び第3工区については、契約変更金額が250万円を超えることから、条例に基づき請負変更契約締結の件として議会へ提案予定。第2工区については、変更金額が250万円以内となることから、議会へは専決処分の報告を行う予定。工期について、一部は次年度に繰越して実施するが、牛の受入、施設の稼働については予定どおり今年5月上旬を予定。建物本体は年度内に工事を完了する。一部年度を繰り越して実施する舗装工事及び外構工事について、資料5-2赤枠で記載した部分が法面成形等の追加箇所。舗装工事については、①及び③は4月末、②は敷地南側の法面成形の完了と併せて6月末を予定している。

委員長：質疑を行います。

黒田委員：このタイミングで工事を追加せざるを得ない経過についてはどういうものか。

企画財政課参事：6月から実施しているが、着工当時から水などの影響で法面の崩れはあった。修繕について当時から検討はしていたが、施設建設中に着手できないことからこのタイミングになったもの。

黒田委員：設計段階で予測はできなかったということか。

農林課長：当初は整備初年度に法面の張芝を含めて実施予定であったが、国からの補助内示が遅れ初年度の着手が遅れたこともあり、その際にできなかったもの。

黒田委員：この部分の予算は含まれていなかったのか。

農林課長：当初は張芝程度と考えており、大規模な法面形成までの想定はなく、その分の経費は確保していない。

黒田委員：危険性があるものの除去は必要であるが、契約後に経費が増えることは好ましくはない。設計段階で予測できない部分があることは理解するが、今後様々な事業においてリスクを想定しながら同様の状況が起こらないような取組みは検討しているか。

企画財政課参事：公共施設の工事発注全般に係る事項。設計委託を業者に行い、その後町に引き渡され業者に発注していくことになる。各段階で町の担当者が選ばれ打合せしながらいろいろな想定をして進めていくが、建物以外の土地の部分、改修工事などは机上の図面と齟齬が生じる場合はある。今後も多少の設計変更が発生することはあるが、注意深く進めていきたい。

黒田委員：予測できない部分があることは理解する。事業に影響しかねないリスクもあり、再発防止の対策会議やマニュアルなどの検討が望まれるのではないか。

企画財政課参事：土地の状況やタイミングの問題で設計変更となったが、設計段階からのやり取りなどを見直し今後どう改善できるか検証していきたい。

委員長：以上で調査事項「エ 哺育育成施設整備事業の進捗状況について」を終わります。

オ 12月定例会議の振り返りについて

委員長：資料は皆さんの振り返りを集約して作成したもの。哺育育成施設は本日の調査で内容確認できたがよろしいか。

(異議なし)

委員長：調査を終えたものとします。

委員長：コロナ関連は合同委員会が予定されておりその中での対応としてよろしいか。

(異議なし)

委員長：その他の部分は感想ということでよろしいか。共有するという事で留めたいが。

(異議なし)

委員長：追跡調査等はないと決定し、この内容で議運に提出してよろしいか。

(異議なし)

委員長：決定とします。

委員長：以上で調査事項「オ 12月定例会議の振り返りについて」を終わります。

委員長：自由討議についてお諮りします。

委員長：調査事項「ア リビングカフェENGAWAの検討状況について」

鈴木委員：今後について説明がなされており、今回の調査で十分ではないか。

委員長：方向性の確認を終えたものとします。

委員長：調査事項「イ 新嵐山活用計画の改訂について」

黒田委員：金額の概算も出された。建て替えなどの方針も含め継続的な調査が必要。都度情報提供いただきながら進めるべき。環境への影響などトライアルの中で行うということもある。改訂を恐れずにその時に合ったしっかりとした取組ができるよう調査継続すべき。

委員長：委員会の提言に沿った内容も盛り込まれたと捉えられる。コロナの状況も見ながら計画の進捗については引き続き調査する方向で共通理解を持ちたいが。

(異議なし)

委員長：そのように決定します。

委員長：調査事項「ウ 芽室町農業振興計画について」

柴田委員：役場として計画という基本的な枠組みは持ちながら民間の動きに敏感であってほしい。大上段から応援していくための第一歩である。

委員長：振興計画の調査としては最後とし、第一歩と捉えて今後は社会状況に応じて町がどう農業に向き合っていくかという大きな視点で注視していく。また、個別具

体的な事項に何かあれば調査することとしてまとめたい。

(異議なし)

委員長：調査事項「エ 哺育育成施設整備事業の進捗状況について」

(なし)

委員長：自由討議を終わります。

### 3 その他

(1) 次回委員会の開催日程について

正副委員長一任とします。

(2) その他

委員、議長、事務局ともになし。

以上をもって、総務経済常任委員会を終了する。

傍聴者数	一般者	0名	報道関係者	1名	議員	1名	合計	2名
------	-----	----	-------	----	----	----	----	----

令和3年1月18日

総務経済常任委員会委員長 正村紀美子